

平成 28 年度税制改正要望の結果について

平成 27 年 12 月 16 日、政府与党は、[平成 28 年度税制改正大綱](#)を閣議決定した。施行は次期国会での改正法案成立後となる。

[JISA の平成 28 年度税制改正要望](#)では、第 4 次産業革命が進行するなかで、「デジタルビジネス」に経営を革新する投資を促す観点から、産業界がもとめている法人実効税率の引き下げに併せて、ソフトウェア投資の増加策として生産性向上設備投資促進税制の拡充・延長をもとめてきた。また、平成 29 年 4 月に適用が延期されている消費税率の 10%引き上げについては、軽減税率の導入等に伴うシステム改修に十分な時間が確保できるよう、内容の早期確定を要望していた。

このほか、日本鉄鋼連盟のよびかけによる、[「地球温暖化対策税の使途拡大等に反対する」共同要望](#)に参加した。これは昨年度より実施され本年度は 202 の業界団体が要望に名を連ねている。

以下では、JISA が要望してきた法人実効税率の引き下げ及び生産性向上設備投資促進税制の取扱い、それに税制改正大綱に基づき報告する。

1. 法人実効税率の引き下げの実現

平成 28 年度税制改正大綱における法人税改革は、前年に続いて、国内投資や賃上げに積極的な取組みを促す観点から、課税ベースを拡大し、財源を確保するとした。

法人実効税率は、昨年度改正により従前の 34.62%から 32.11%に引き下げられていたが、28 年度改正においても、租税特別措置の各種見直しにより、29.97%となった。JISA を含め産業界が要望していた法人実効税率の「20%台」への引き下げが実現した。

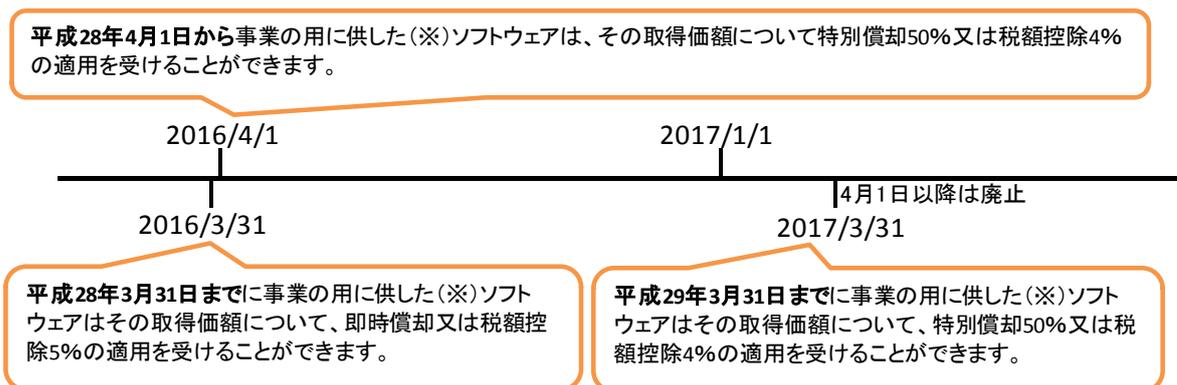
2. 生産性向上設備投資促進税制の取扱い

法人実効税率の「20%台」への引き下げの財源確保として租税特別措置の廃止が盛り込まれた。生産性向上設備投資促進税制は、創設当初より、平成 27 年度末の縮減と翌 28 年度の適用期限到来時の廃止が予定されていたが、そのとおりとなった。

また、生産性向上設備投資促進税制の創設時に併せて制度化された中小企業投資促進税制の「上乗せ措置」が平成 27 年度末の適用期限到来をもって廃止となった。

生産性向上設備投資促進税制の縮減内容と適用スケジュール及び中小企業投資促進税制の上乗せ措置の今後のスケジュールを図示すると次のとおりとなる。

【図解 1】生産性向上設備投資促進税制の措置内容の縮減と適用期限



(※)システムを業務の遂行のために本番稼働させたもの

【図解2】中小企業投資促進税制の上乗せ措置の適用期限

4月1日以降は廃止
2016/3/31まで

平成28年3月31日までに事業の用に供した(※)ソフトウェアはその取得価額について、即時償却又は税額控除7% (資本金3千万超1億円以下)・10%(資本金3千万円以下)の適用を受けることができます。

(※)システムを業務の遂行のために本番稼働させたもの

JISA は、これら生産性向上設備投資促進税制 [A 類型] 及び中小企業投資促進税制の上乗せ措置の適用対象であるソフトウェアの証明書発行団体である。[両税制の適用要件を充足していることを JISA 事務局が事前に確認したソフトウェアは 1600 本を超えている](#)。正会員企業の皆さんには、これらのソフトウェアを組み入れたシステムの導入を積極的に提案して、顧客のソフトウェア投資を促していただきたい。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

(田中)